

国立大学法人信州大学と株式会社島津製作所の
包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と株式会社島津製作所は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、産業等の分野で相互に協力し、人材育成と地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）水とエネルギーに関する先端的技術開発・実証の推進に関すること
- （2）（1）に関連する学術研究・人材育成に関すること
- （3）その他両者が必要と認める事項

（組織）

第3条 両者は、本協定に基づく連携の協議・決定を行うため、必要に応じて、連携協議会を設置することができる。

2 前項に関して必要な事項は、両者が協議し、別途定めるものとする。

（実施内容）

第4条 第2条に掲げる連携事項の実施内容は、双方において協議の上、決定するものとする。

2 前項の合意内容は必要に応じて書面にて取り交わすものとする。

3 連携事項の実施内容の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。

4 両者は、事前に本協定上の他の全ての当事者の書面による承諾を得た場合は、前項各号に定める事項の一部を、自己の関係団体、関係法人に実施させること

ができる。その場合、両者は、本協定に定める自己の義務を当該関係団体、関係法人に遵守させるものとし、当該関係団体、関係法人による行為について責任を負うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

（その他）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 8月 5日

国立大学法人信州大学長

株式会社 島津製作所

代表取締役社長

中村 宗一郎

山本 靖則